

各 位

会 社 名 トッパン・フォームズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 秋 山 正 法  
( コード番号 7 8 6 2 東証第 1 部 )  
問合せ先 常務取締役経理本部長 新 田 健 二  
( TEL . 0 3 - 6 2 5 3 - 5 7 2 0 )

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成19年5月25日開催の取締役会において、下記のとおり、当社取締役および従業員に対するストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成19年6月28日開催予定の当社第53回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### ・ 当社取締役に対し、報酬としてストックオプションを付与する件

##### 1. 新株予約権発行の理由

当社取締役の報酬等と企業価値や業績との間に一定の連動性を与えることが経営の効率性の向上に資するとの考えに基づき、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、会社法第 361 条第 1 項第 1 号および第 3 号に基づいて、取締役に対して新株予約権を発行する。

##### 2. 新株予約権発行要領

###### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

###### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 150,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整の時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

###### (3) 発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、(2)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

###### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当りの払込金額に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当りの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権発行日前日の終値、または株主総会前月の各日（取引が成立しない日を除く）の終値の平均値のいずれか高い方に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない

日の場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

(注)時価とは、新株発行日または自己株式の処分日に先立つ45取引日に始まる30取引日の当社株式の取引の終値の平均値とする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成20年7月1日から平成25年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受ける対象者(以下「対象者」)である取締役は、権利行使期間の初日の前日までの間、継続して当社の取締役に在任していることを要する。

対象者の取締役退任および死亡後の取扱いは以下のとおりとする。

対象者の退任時：退任後1年間(退任時が新株予約権の権利行使期間以前である場合、新株予約権の権利行使期間の初日の翌日から1年間)または権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日までの間、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任の場合にはこの限りではない。

対象者の死亡時：対象者が死亡した場合、死亡と同時に与えられた権利は失効するものとする。

ただし、業務災害による死亡の場合、当該対象者が当社所定の方法により予め指定した1名の相続人(法定相続人であることを要する。以下「指定相続人」という。)は、相続開始時から1年間(相続開始時が権利行使期間以前であるときは、権利行使期間の初日の翌日から1年間)または権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日まで新株予約権を行使することができる。なお、指定相続人が死亡した場合、指定相続人の相続人は、新株予約権を承継せず、新株予約権は失効する。

新株予約権の譲渡、質入は認めない。

その他、権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の事由が生じたことを条件として、対象者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

- ・ 対象者が取締役を退任した後、(6)に定める期間が満了した場合

- ・ 対象者が死亡した場合（但し、業務災害の場合は、（６）の定める期間が満了したとき）
  - ・ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合
  - ・ 対象者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合
  - ・ 対象者が当社の事業と競合する他の会社の役職員に就任した場合（事前に当社の書面による承諾を得た場合は除く）
  - ・ 対象者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ・ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（法令上株主総会の決議を要しない場合には取締役会。以下同様とする。）で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合
- 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を消却することができる。

（９）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡、質入するには、当社取締役会の承認を要する。

（１０）新株予約権の割当日

払込金額は無償とし、割当日は平成 19 年 7 月 17 日とする。

・ 当社従業員に対し、ストックオプションを付与する件

1. 新株予約権の有利発行の理由

従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、従業員に対して特に有利な条件として無償で新株予約権を発行する。

2. 新株予約権発行要領

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

（２）新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 150,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の総数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整の時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（３）発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、（２）に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当りの払込金額に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当りの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権発行日前日の終値、または株主総会前月の各日（取引が成立しない日を除く）の終値の平均値のいずれが高い方に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない

日の場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

(注)時価とは、新株発行日または自己株式の処分日に先立つ45取引日に始まる30取引日の当社株式の取引の終値の平均値とする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成20年7月1日から平成25年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使条件

対象者の退職および死亡後の取扱いは以下のとおりとする。

対象者の退任時：退職後1年間(退職時が新株予約権の権利行使期間以前である場合、新株予約権の権利行使期間の初日の翌日から1年間)または権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日までの間、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退職の場合にはこの限りではない。

対象者の死亡時：対象者が死亡した場合、死亡と同時に与えられた権利は失効するものとする。

ただし、業務災害による死亡の場合、当該対象者が当社所定の方法により予め指定した1名の相続人(法定相続人であることを要する。以下「指定相続人」という。)は、相続開始時から1年間(相続開始時が権利行使期間以前であるときは、権利行使期間の初日の翌日から1年間)または権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日まで新株予約権を行使することができる。なお、指定相続人が死亡した場合、指定相続人の相続人は、新株予約権を承継せず、新株予約権は失効する。

新株予約権の譲渡、質入は認めない。

その他、権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の事由が生じたことを条件として、対象者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

- ・ 対象者が当社を退職した場合(但し、定年または会社都合の場合、対象者の退職後、(6)に定める期間が満了したとき)
- ・ 対象者が死亡した場合(但し、業務災害の場合は、(6)の定める期間が満了したとき)

- ・ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合
- ・ 対象者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合
- ・ 対象者が当社の事業と競合する他の会社の役職員に就任した場合（事前に当社の書面による承諾を得た場合は除く）
- ・ 対象者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ・ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（法令上株主総会の決議を要しない場合には取締役会。以下同様とする。）で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡、質入するには、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の割当日

払込金額は無償とし、割当日は平成 19 年 7 月 17 日とする。

(注) 新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上